

水道料金の統一及び下水道使用料の統一に向けた改定に関するパブリック・コメント提出意見の要旨及び市の考え方について

No.	項目等	意見	対応等
1	1ページ 1 経過 2 諮問理由	このような改定をするのであれば、早めにすべきだと思います。 物価高騰で困っている市民も多いので、よろしくお願いします。	改定(案)のスケジュールどおり進めてまいりたいと考えております。
2	指定なし	<p>・公平性の観点から料金統一については必要な取り組みであると考え、賛成の立場です。</p> <p>・しかしながら、資料を拝見する限り今回の答申は料金改定(増額)に主眼が置かれ、題名である「水道料金の統一及び下水道使用料の統一に向けた改定(案)」と内容がそぐわないと感じます。</p> <p>・「料金の統一」とは別の事業である「料金改定」については事案を分け、きちんと趣旨を明確にした上で検討すべきと思います。</p> <p>個人としては統一及び料金改定もそれぞれ必要なことは理解できるので賛成の立場です。</p> <p>しかしながら繰り返しになりますが「料金統一」のお題のもとに「料金改定」を潜り込ませるような論議の仕方は市民の市政への信頼感に少なからず影響を与えるのではないかと危惧します。</p>	<p>今回の料金等の統一に当たっては、財政シミュレーションでもお示したとおり、今後の経営状況も勘案して改定するものです。全体の結果として、水道料金は二本松地域(岳地区含む)が1.2倍の増額改定、安達地域は0.9倍の減額改定、下水道使用料は二本松地域が1.2倍の増額改定、安達地域が1.0倍の増減なしという改定案になったものであります。</p> <p>水道事業、下水道事業とも、事業の能率的な経営を持続していくうえで、料金等の改定は事業収支を見定めながら常に検討していく必要があります。</p> <p>資料でもお示ししておりますが、事業を持続していくうえで必要な料金等の収入額を適切に算定したうえで、必要な改定率を求めていますので、今回の改定案は、料金等の統一に改定を潜り込ませたのではなく、必要な料金等への改定に合わせて、料金等の統一について検討したものと、ご理解いただきたいと存じます。</p>
3	11ページ 〔資料1〕 水道料金改定(案)の月額料金表【口径13mmの場合】	物価高騰が問題視される中で、改定案で安達だけ値上げしている理由をわかりやすくして下さい。 針道地区の改定案も書いて下さい。	<p>資料8ページの「5 料金(使用料)の改定率」でお示したとおり、安達地域全体では値上げとなっております。ただし、料金体系を統一するため、使用口径や水量によっては、一部値上げとなります。これは、現在、二本松地域と安達地域の料金表が異なっており、安達地域の水道料金は、二本松地域よりもほぼ高額な設定となっておりますが、一部には低額な設定があり、低額な設定の場合は値上がりするものであります。</p> <p>ご質問の資料11ページでは、水道料金の改定(案)として口径13mmの場合をお示</p>

No.	項目等	意見	対応等
			<p>ししておりますが、安達地域で値上がりしているのは、家庭用で5㎡使用した場合と、1,000㎡使用した場合であり、それが、二本松地域よりも料金が低額だったものです。</p> <p>なお、針道地区につきましては、東和簡易水道事業でありますので、今回の料金改定の対象とはなっておりません。今後の検討課題とさせていただきます。</p>